

### 第3章 準備期間確保工事

#### 1 準備期間について

この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から特記仕様書で示した準備期間内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。

また、契約締結後に受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

#### 2 着工届の提出

着工届は着工後速やかに提出すること。

#### 3 コリンズ登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後に速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

#### 4 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき提出すること。

#### 5 その他

準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

別紙様式

平成 年 月 日

(契約権者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

印

工 期 通 知 書

下記のとおり着工日を決めましたので報告します。

記

- |   |           |    |   |     |
|---|-----------|----|---|-----|
| 1 | 工 事 番 号   | 第  |   | 号   |
| 2 | 工 事 名     |    |   | 工事  |
| 3 | 工 事 場 所   |    |   |     |
| 4 | 落札者決定日    | 平成 | 年 | 月 日 |
| 5 | 工 事 の 始 期 | 平成 | 年 | 月 日 |

※契約の締結までに提出すること

※契約書には本通知書により通知した着工日（工事の始期）を記載する。